



徳之島町告示第 37 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 98 条第 1 項の規定により、平成 27 年 6 月 1 日から
景観行政事務の処理を開始する。

平成 27 年 4 月 30 日

徳之島町長 高岡秀規

